(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市公民館設置管理条例(昭和44年千葉市条例第23号。以下「条例」という。) 第17条の規定に基づき、公民館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管区域)

第2条 条例第3条第2項の公民館の所管区域は、別表のとおりとする。

(使用者の登録等)

- 第3条 公民館を使用しようとする者(以下「使用希望者」という。)は、次条第1項の使用の許可の申請に 先立ち、主に使用しようとする公民館において、千葉市公民館使用者登録(新規・継続)申請書・変更届 出書(様式第1号)を条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出することに より、使用者登録を申請するものとする。
- 2 前項の規定により使用希望者が申請をするときは、その代表者は、当該申請の際に次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。
- (1)運転免許証
- (2) 個人番号カード
- (3) その他本人であることが確認できる書類として指定管理者が適当と認めるもの
- 3 指定管理者は、第1項の申請があった場合には、当該申請者の使用者登録を行うとともに、当該申請者 に千葉市公民館使用者登録票(様式第2号)を交付するものとする。ただし、条例第7条各号のいずれか に該当するときは、この限りでない。
- 4 前項の登録の有効期間は、教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定めるところによる。
- 5 使用希望者は、使用者登録の申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉市公民館使用者登録(新規・継続)申請書・変更届出書(様式第1号)を指定管理者に提出することにより、使用者登録の内容の変更を届け出るものとする。

(使用許可の申請等)

- 第4条 使用希望者は、千葉市公民館使用許可申請書(様式第3号)に所要事項を記入し、指定管理者に提出することにより、使用の許可を申請しなければならない。
- 2 前項の申請の受付期間は、委員会が別に定めるところによる。
- 3 指定管理者は、第1項の申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市公民館使用許可書(様式第4号)を、許可しないときは千葉市公民館使用不許可通知書(様式第5号)を、申請者に交付するものとする。ただし、使用希望者の事前の同意により、交付を省略することができる。

(使用許可の取消し)

- 第5条 指定管理者は、条例第8条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市公民館使用許可取消 通知書(様式第6号)を当該取消しに係る公民館の使用を許可された者に交付するものとする。
 - (情報通信の技術を利用する方法による手続)
- 第6条 第3条第5項に規定する届出のうち委員会が別に定める軽微な変更に係るもの及び第4条に規定する手続は、千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成20年千葉市条例第4号)第4条及び第5条の規定により、同条例第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(遵守事項)

- 第7条 公民館の使用を許可された者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を 遵守しなければならない。
 - (1) 使用前の準備をし、及び使用後の室の内外の整理、整頓等をすること。
 - (2) 備品、機械器具等の使用は、あらかじめ指定管理者の許可を受け、及び指示に従うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公民館の管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。 (損害賠償)
- 第8条 公民館の使用を許可された者は、建物、備品、機械器具その他公民館の施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定申請)

- 第9条 条例第14条第1項の申請(第2号において「指定申請」という。)は、千葉市公民館指定管理者 指定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、委員会に提出することにより行わなければなら ない。
 - (1) 指定管理者に公民館の管理を行わせる期間(第11条第3号において「指定期間」という。)に属する各年度における公民館の管理に関する事業計画書及び収支予算書
 - (2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又は これらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度 以後3事業年度を経過していない法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その成立 後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録
 - (3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書
 - (4) 役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類 (指定)
- 第10条 委員会は、条例第14条第1項の規定により指定したときは、千葉市公民館指定管理者指定書(様式第8号)を指定した法人等に交付するものとする。
- 第11条 条例第14条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 公民館の名称
 - (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
 - (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
 - (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
 - (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲 (協定の締結)
- 第12条 指定管理者は、委員会と公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 公民館の管理に係る事業計画に関する事項
- (2) 公民館の使用の許可に関する事項
- (3) 公民館の管理に要する費用に関する事項
- (4) 公民館の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 公民館の管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (6) 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。) その他公民館の管理に関する業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に公民館の管理に関する収支決算書を添付して、委員会に提出しなければならない。

(委員長及び副委員長)

- 第14条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

- 第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集する。
- 2 定例会は、年2回招集し、臨時会は、必要のつど招集する。

(審議会の会議)

- 第16条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (審議会の庶務)
- 第17条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。 (補足)
- 第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条を第14条とし、第8条の次に5条 を加える改正規定(第13条に係る部分を除く。)及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定(様式 第6号に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市公民館管理規則第3条第1項、第3項若しくは第5項の規定による使用者の登録等又は第4条第1項若しくは第3項の規定による使用許可の申請等は、それぞれこの規則による改正後の千葉市公民館管理規則第3条第1項、第3項若しくは第5項の規定による使用者の登録等又は第4条第1項若しくは第3項の規定による使用許可の申請等とみなす。

別表

名称	所管区域
千葉市花園公民館	市立花園中学校通学区域(検見川小学校通学区域を除く。)
千葉市幕張公民館	市立幕張中学校通学区域
千葉市犢橋公民館	市立犢橋中学校通学区域
千葉市黒砂公民館	市立緑町中学校通学区域
千葉市検見川公民館	市立検見川小学校通学区域
千葉市松ケ丘公民館	市立松ケ丘中学校通学区域
千葉市轟公民館	市立轟町中学校通学区域
千葉市小中台公民館	市立小中台中学校通学区域
千葉市更科公民館	市立更科中学校通学区域
千葉市稲毛公民館	市立稲毛中学校通学区域
千葉市生浜公民館	市立生浜中学校通学区域(椎名小学校通学区域を除く。)
千葉市誉田公民館	市立誉田中学校通学区域
千葉市新宿公民館	市立新宿中学校通学区域
千葉市椎名公民館	市立椎名小学校通学区域
千葉市土気公民館	市立土気中学校通学区域
千葉市宮崎公民館	市立蘇我中学校通学区域
千葉市葛城公民館	市立葛城中学校通学区域
千葉市千城台公民館	市立千城台西中学校通学区域及び市立千城台南中学校通学区域
千葉市末広公民館	市立末広中学校通学区域
千葉市白井公民館	市立白井中学校通学区域
千葉市椿森公民館	市立椿森中学校通学区域
千葉市川戸公民館	市立川戸中学校通学区域
千葉市花見川公民館	市立花見川中学校通学区域
千葉市加曽利公民館	市立加曽利中学校通学区域
千葉市星久喜公民館	市立星久喜中学校通学区域
千葉市大宮公民館	市立大宮中学校通学区域
千葉市千草台公民館	市立千草台中学校通学区域
千葉市さつきが丘公民館	市立さつきが丘中学校通学区域
千葉市こてはし台公民館	市立こてはし台中学校通学区域

千葉市草野公民館	市立草野中学校通学区域
千葉市幕張西公民館	市立幕張西中学校通学区域
千葉市みつわ台公民館	市立みつわ台中学校通学区域
千葉市長作公民館	市立天戸中学校通学区域
千葉市若松公民館	市立若松中学校通学区域
千葉市磯辺公民館	市立磯辺中学校通学区域
千葉市山王公民館	市立山王中学校通学区域
千葉市都賀公民館	市立都賀中学校通学区域
千葉市緑が丘公民館	市立緑が丘中学校通学区域
千葉市稲浜公民館	市立稲浜中学校通学区域
千葉市幸町公民館	市立幸町第一中学校通学区域及び市立幸町第二中学校通学区域
千葉市朝日ケ丘公民館	市立朝日ケ丘中学校通学区域
千葉市高浜公民館	市立高浜中学校通学区域
千葉市越智公民館	市立越智中学校通学区域
千葉市幕張本郷公民館	市立幕張本郷中学校通学区域
千葉市桜木公民館	市立貝塚中学校通学区域
千葉市打瀬公民館	市立打瀬中学校通学区域
千葉市おゆみ野公民館	市立泉谷中学校通学区域、市立有吉中学校通学区域及び市立おゆみ野南
	中学校通学区域
100 to 1 t	

備考 この表中「通学区域」とは、千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学区域に関する規則(昭和44年千葉市教育委員会規則第1号)第2条第1項に規定する通学区域をいう。

(あて先) 指定管理者

下のとおり公民館の使用者登録をしたいので申し込みます。

1 */	C 40 7 APCADO	$\nabla / \Pi + \nabla \nabla$	PACE OIL	· • > C 1		` / o		
る公国	を用しようとす 発館	千葉	沛				公民館	
(取得 用者番	済みの場合)使							
	団体名	(フリカ゛ナ)						
15.	氏名	(フリカ゛ナ)						
代表者	住所	F						
	連絡先	電話				,	ファックス	
	□ 連絡担		長者が同	じ場合は	チェック	(以下通	車絡担当者欄は記入不要	<u>I)</u>
連絡担当者	氏名	(フリカ゛ナ)						
担当者	住所	〒						
	連絡先	電話					ファックス	
7	団体連絡先	E-mail						
	体の活動目的 具体的に)							
	館の使用内容 具体的に)							
	氏名	(フリカ゛ナ)				肩	書き	
講師	住所	Ŧ						
	電話番号						礼 回あたり)	円
	合計	小学生以下	中学・高校生	大学生等	一般 (65 歳未満)	一般 (65 歳以上)	入会金	円
会員数	人	人	人	人	人	人	年・月会費会費の主な使途	円
	暗証番号 ペスワード)							

千葉市公民館使用者登録票

登録年月日 年 月 日

指定管理者

登録の内容

使用者登録番号(ID)			
団体名			
主に使用しようとする公民館	千葉市	公民館	

(注意事項)

- ・公民館を使用するときは、この登録票を提示してください。 ・この登録票は、 年 月 日まで有効です。 ・使用者登録の内容に変更が発生したときは、速やかに登録の変更の届出を行ってください。

千葉市公民館使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所 氏名 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス

(a)

下のとおり公民館を使用したいので申請します。

	_ ,, - ,		45.0		,, -		111 0 01) (,							
使月	用者登	绿都	番号((ID)											
団		体		名							使用	人数			人
代	表	者	氏	名											
館				名	千葉市	ī			公臣	館	室	名			
使	用		日	時			年	月		日					
					午前 午後		時	分	\sim	午前 午後			時	分	
使	用		目	的											
	用許可 可通知					省略し発行を	ます。	ナ。							

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、千葉市教育委員会から所轄の警察署へ照会することがあります。 許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

千葉市公民館使用許可書

年 月 日

様

指定管理者

下のとおり公民館の使用を許可します。

使用者登録番号(ID)				(ID)											
団		体		名							使用	人数			人
代	表	者	氏	名											
館				名	千葉市				公臣	己館	室	名			
<i>t-</i> 1-a	ш						年	月		目					
使	用		日	時	午前 午後		時	分	\sim	午前 午後			時	分	
使	用		目	的											
許	可	の	条	件	1 千葉	市公民	是館設置	管理条例	及び同	司管理規	則を遵	算守する	ること。		

千葉市公民館使用不許可通知書

年 月 日

様

指定管理者

(P)

年 月 日付けで申請のあった公民館の使用については、次の理由により、許可しないので通知 します。

1 申請の内容

使月	月者登	经绿	番号(ID)									
団		体		名						使用	人数		人
代	表	者	氏	名									
館				名	千葉市			公臣	民館	室	名		
<i>I</i> ++	ш		н	n -L-		年	月		目				
使	用		日	時	午前 午後	時	分	~	午前 午後			時	分
使	用		目	的									

2 許可しない理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

千葉市公民館使用許可取消通知書

様

指定管理者

次のとおり、公民館の使用許可を取り消しましたので通知します。

1 取り消した使用許可の内容

	/ 114		/ C/ 14 B	, ,	>1 1\pi.									
使月	用者登	经録者	番号(ID)										
団		体		名						使用	人数			人
代	表	者	氏	名										
館				名	千葉市			公民館		室	名			
使	H			带		年	月	目						
便	用		日	叶	午前 午後	時	分	~ 午i ~ 午i	前 後			時	分	
使	用		目	的										

2 取り消した理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

千葉市公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

申請者 所在地 名称 代表者の氏名 連絡先電話番号 連絡先メールアドレス 担当者の氏名

千葉市公民館の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

指令第 号

千葉市公民館指定管理者指定書

様

次のとおり千葉市公民館の指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市教育委員会 印

1 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 指定の条件